



入学料の減免について

山梨県では、修学を援助するために、県立高校の入学料減免制度を設けています。

1 減免を受けることができるのは？

- (1) 保護者が天災その他不慮の災害を受けたため、著しく生活困難と認められるとき
- (2) 保護者が交通事故等により死亡し、又は長期の傷病にかかったため、著しく生活困難と認められるとき
- (3) 生活保護法第6条に規定する被保護者の世帯又はこれに準ずる程度に困窮している世帯と認められるとき

2 いくら減免されるの？

入学料5,650円

※ 減免申請する場合も入学時に納めていただく必要があります。減免が決定された場合のみ後日返金いたします。

3 申請に必要な書類は？

- 減免申請書
- 市町村の証明を受けた実情調査書
- 令和5年分の世帯全員分の源泉徴収票、確定申告書の写し、年金証書等の写し等
- その他必要に応じて、り災証明書、交通事故証明書、生活保護受給証明書等

4 申請方法は？

申請希望者へは、3月22日(金)の登校日に申請用紙を配布しますので、オリエンテーション終了後、事務室に申し出てください。

- 申請書類の配布日：令和6年3月22日(金)オリエンテーション終了後
- 申請書類の提出期限：令和6年4月9日(火)【期限厳守】
- 申請書類の配布・提出場所：事務室

《注意事項》

- 実情調査書等の減免申請に必要な書類を取得する際に手数料が発生する場合があります。審査が通らなかった場合も、申請書類の返却等はできませんので、その点にご留意の上、申請願います。